


# 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る 地方団体の役割の拡大について

## 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大

- 地方消費税が地方税である以上、「執行の責任」の拡大の観点に立って、地方団体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすことは極めて重要。
- また、住民に身近な存在である地方団体が、税の徴収についての窓口機能を果たすことにより、「納税者の利便性の向上」に資すると考えられる。
- したがって、「執行の責任の拡大」及び「納税者の利便性の向上」の観点から、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に向けて、以下の取組みを進めることとしてはどうか。


### 1. 地方団体による当面の取組み

- 消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等について積極的に実施。
- 申告説明会、税務広報の一層の推進。
- その他滞納防止策の実施。

 総務省としても、地方団体の消費税・地方消費税の賦課徴収に係る取組みの実態を踏まえ、積極的に情報提供を行うなど、国税当局の協力も得て、取組みの促進を図ることとする。

### 2. 検討課題

- 地方団体による申告書の受理等について検討(要法律改正)。

 地方団体が消費税・地方消費税の申告書の受理等を行う場合の論点について、法制面及び実務面の両面から検討を行う。

地方団体による消費税・地方消費税申告書の受理についての検討（主な論点・項目のみ）

【論点①】 地方団体が（事実上の「收受」のみならず）法的な「受理」を行う必要性について

◎執行の責任の拡大の観点

◎納税者の利便性の向上の観点

◎国・地方を通じた税務行政の効率化の観点

【論点②】 国税である「消費税」の申告書を地方団体が「受理」する場合の法的整理

【論点③】 地方団体が受理を行うこととした場合の都道府県と市町村の役割について

【論点④】 地方団体が受理を行うこととした場合の申告書の受理の範囲について

【論点⑤】 地方団体が受理を行うこととした場合の体制整備のあり方について

【論点⑥】 消費税・地方消費税以外の税目についての検討

## 第2回研究会における主なご意見（その1）

### 1 地方団体が受理を行うことについて

#### 【論点①関連】（地方団体が法的な受理を行うことについて）

- 消費税を国と地方の社会保障のために上げていくときに、地方自身も相当な汗を流す姿勢が必要。消費税は国と地方で共同で運用していくんだということを示すならば、これを何とかやったほうがいい。

#### 【論点⑤関連】（地方団体が受理を行うこととした場合の体制整備のあり方）

- 賦課徴収について地方が関与するというものの方向性はいいが、税務コストがかかるので、徴収コストを把握した上で環境整備を行うべき。
- 市町村がかかわる場面を増やすことは間違っていないと思うが、他方でe-Taxが国税で進んでいることを考えると、これは周回遅れの議論になりつつあると思う。  
地方がやるとしても、過疎地でないとあまり意味がないということまで考えると、コストパフォーマンスを考えたときに、そんなに急いで推進すべきことだとは思わない。
- 国と地方との間で、協力体制を整備することは、本当に実務的に可能なのか。

## 第2回研究会における主なご意見（その2）

### 2 地方団体が受理を行う場合のあり方について

#### 【論点②関連】（国税である「消費税」の申告書を地方団体が「受理」する場合の法的整理）

- 「收受」と「受理」の使い分けは、事実上のものという理解だろうと思うが、（地方税法では行政手続法が適用除外になっているとはいえ、）行政手続法が到達主義を取っていることからすれば、一周遅れの仕組みではないか。
- 国税である消費税の申告書を地方団体が受理することが法的にも意味があるようにすると、地方団体が国税に関する一種の下部組織となると説明せざるを得ないのではないか。

#### 【論点③関連】（地方団体が受理を行うこととした場合の都道府県と市町村の役割について）

- 都道府県だと県税事務所の数よりも税務署の数の方が多いところが大部分なので、納税者の利便性から考えると、市町村が参加しなければ利便性が高まらない。  
特に、政令市や中核市には税務署があるので、過疎地や農村地帯のようなところの市町村が関与しないと利便性が高まらない。この場合、体制整備や徴税コストの問題が生じる。

#### 【論点④関連】（地方団体が受理を行うこととした場合の申告書の受理の範囲について）

- 簡易課税事業者に限定するなど、事業者の規模によって受理する範囲を限定するというのも、現実的な対応ではないか。

### 3 その他

- 滞納対策として入札参加資格の要件を課すといったやり方は、車検証を出さないと言えど誰もが違法駐車放置違反金を払うように、大変有効。入札だけでなくいろいろ考えられるのではないかと。
- e-Tax、eLTAX、あるいは今年度以降は多くの自治体で国税と地方税の連携のシステムが動き出している。さらに、社会保障と税に関する番号制度や共通カードなどの取り組みも始められている。ICT化ということも含めて検討すべき。

## 第2回研究会におけるご意見を踏まえた今後の議論の方向性について（まとめ）

- 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大のための取組みを進めるとの方向性については、概ね一致。
- しかしながら、地方団体が受理を行うことを含め、地方団体の役割拡大の具体的な範囲については、コスト面や体制のあり方等を、十分踏まえて検討する必要があるとのご指摘をいただいた。
- また、受理の制度のあり方についても、様々なご意見をいただいた。
- さらに、新たな論点についてもご提示いただいたところ。



これらを踏まえ、以下のような方向性でご議論いただくこととしてはどうか。

- (1) 賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に関する基本的な考え方を提示【各論①】
- (2) 申告に係る地方団体の役割拡大を図るに際しての実務上の論点等を整理【各論②】
- (3) 今後目指すべき、地方団体への申告書の提出を可能とする制度のあり方について整理【各論③】
- (4) 住民の利便性の向上のための当面の取組み課題として、納税相談等の取組みのあり方について整理【各論④】
- (5) 新たな論点については、中長期的な課題として更に検討【各論⑤】

## 第2回研究会におけるご意見を踏まえた今後の議論の方向性について（各論①）

### 【各論①】 賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に関する基本的な考え方

- 「執行の責任の拡大」及び「納税者の利便性の向上」の観点から、消費税・地方消費税の申告に係る地方団体の役割の拡大を進め、最終的には地方団体への申告書の提出が可能となる制度を目指すべきではないか。
- 特に、「社会保障・税一体改革」における、社会保障財源としての消費税率（国・地方）の引き上げに当たっては、
  - ・ 賦課徴収に係る地方団体の役割を拡大し、地方団体の「執行の責任の拡大」を進めるべきではないか。（社会保障の歳出面のみならず、歳入面でも地方団体の役割を拡大）
  - ・ 国民に負担を求める以上、申告書の提出窓口を増やすなど「納税者の利便性の向上」を図るべきではないか。（社会保障の歳出面のみならず、歳入面でも住民サービスを向上）
- 更に、納税者の利便性の向上の観点からは、消費税・地方消費税のみならず、所得税等の他の税目の申告に係る地方団体の役割についても検討するべきか。



## 第2回研究会におけるご意見を踏まえた今後の議論の方向性について（各論②）

### 【各論②】 申告に係る地方団体の役割拡大を図るに際しての実務上の論点の整理（主なもの）

- 地方団体において、徴税コストの増加がどの程度あるのか踏まえた上で、検討する必要があるのではないか。
- 地方団体において、消費税及び地方消費税の申告に係る事務を行うための職員の研修等を行う必要があるのではないか。
- 国と地方のどちらに申告書を提出してもよいこととするためには、納税者情報を国と地方で共有する仕組みが必要となるのではないか。
- その際、例えば、e-TAXやeL-TAXの活用や連携を検討する必要があるのではないか。
- 地方団体への申告書の提出を可能とする制度を導入するためには、職員の研修や体制整備など、ある程度の準備期間が必要となるのではないか。

【各論③】 地方団体への申告書の提出を可能とする制度のあり方（目指す姿のイメージ）

○ 地方団体への申告書の提出を可能とする制度のイメージ

- ・ 事業者は、申告書を都道府県知事（又は市町村長）にも提出することができることとし、申告書が都道府県知事（又は市町村長）に提出された場合、法律的に、税務署長に提出されたものとみなすといったあり方が考えられるか。 ※地方税法第45条の3等参照
- ・ この場合、納税者と直接向き合うことになることから、形式要件のチェックのほか、相談に応じるなどのより責任を持った対応が必要となるか（各論④参照）。

○ 都道府県と市町村の役割分担

- ・ 納税者の利便性からは、都道府県のみならず、市町村（特に税務署の少ない地域）に対しても申告書の提出が可能となる制度とするべきではないか。
- ・ 一方で、規模の小さい市町村でも実施できるような制度（例えば、当面は申告の範囲を個人事業者や簡易課税事業者に限定するなど）とするべきではないか。

## 第2回研究会におけるご意見を踏まえた今後の議論の方向性について（各論④）

### 【各論④】住民の利便性の向上のための当面の取組み課題としての納税相談等の促進

- 住民の利便性の向上のため、当面は、全国の団体において収受を進めるとともに、単なる取り次ぎではなく「納税相談を伴う収受」を行うよう、取組みを促進してはどうか。

→ こうした取組みを通じて、地方団体が申告に係る事務を実施できる体制を整備するか。

※納税相談を伴う収受：収受と併せて、税理士法第50条の許可を受けて納税相談を実施することを想定。

※市町村の収受の取組み：所得税は約99%の団体で実施、消費税・地方消費税は約57%の団体で実施。

- 「納税相談を伴う収受」の体制整備の促進のため、全国の先進的な取組みの紹介のほか、例えば、以下のような取組みを進めてはどうか。
  - ・ 地方団体の税務職員の研修に積極的に取り組むことはできないか（国税職員向け研修会への地方職員の受け入れや、地方職員向け研修会への国税職員の講師としての派遣等）。
  - ・ 現在取り組んでいない団体や、小規模な市町村等においては、まずは簡易申告から取り組むなど、段階的な実施の協力要請をしてはどうか。
  - ・ 収受の取組みを、個人事業者のみならず法人事業者に拡大できないか（法人事業者の申告も目指す場合。ただし、法律上の論点※も含め、要検討）。

※税理士法第50条の許可は二月以内の期間を限って行われるが、法人の申告は通年で随時行われる。

- また、未納対策のため、入札参加資格に消費税・地方消費税の未納がないことを条件とすることについて、全国の団体において取組みが促進されるよう周知することとしてはどうか。

※現在は都道府県で41団体（約9割）、市町村で1,254団体（約8割）が実施

【各論⑤】さらなる検討課題

- 未納対策におけるさらなる検討
- e-TaxやeLTAx、さらには番号制度等との連携
- 消費税・地方消費税における地方団体の賦課徴収のさらなる役割の拡大の検討

【参考】「住民サービス確保のための地方消費税引上げに向けた提言」（抜粋）  
（全国知事会 地方財政の展望と地方消費税特別委員会 平成22年7月改訂）

地方消費税の賦課徴収における地方の役割

- 納税者の事務負担、徴税コスト、都道府県の賦課徴収体制の環境整備等について検討を進め、将来的には地方税法本則に規定する、賦課徴収を都道府県が行う形態を目指すべき。
- 都道府県自らが賦課徴収において、申告書の收受、滞納整理業務の一部引き受け等、一定の役割を果たすべく具体的な提案に向け検討を進める。

- （地方消費税の税率決定権の地方への付与について）



中長期的な課題として取り組んでいくこととしてはどうか。

# 參考資料

## 個人の道府県民税及び市町村民税の申告の取扱い

国に所得税の確定申告書を提出した場合、道府県民税及び市町村民税に係る申告書が提出されたものとみなされる。

### 地方税法（昭和25年法律第226号）

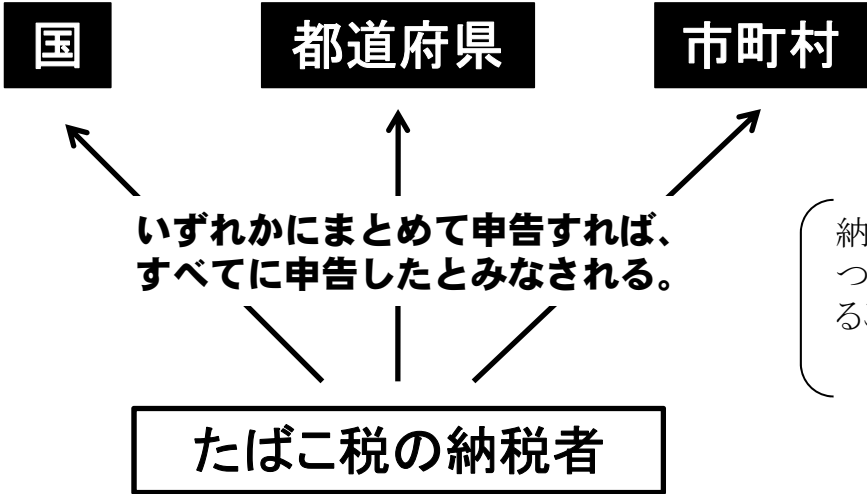
- 第四十五条の三 第二十四条第一項第一号の者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という。)を提出した場合(政令で定める場合を除く。)には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第一項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(総務省令で定める事項を除く。)のうち前条第一項各号又は第三項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、同条第一項から第四項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
  - 3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、道府県民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

- 第三百七十七条の三 第二百九十四条第一項第一号の者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という。)を提出した場合(政令で定める場合を除く。)には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第一項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(総務省令で定める事項を除く。)のうち前条第一項各号又は第三項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、同条第一項から第四項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
  - 3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市町村民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

# たばこ税の税率引上げ時における経過措置(たばこ税の手持品課税)

たばこ税においては、税率引上げ時における経過措置として、小売販売事業者等が販売のために所持するたばこに係る国・県・市のたばこ税の引上げ分について、国・県・市のいずれかに対し、まとめて申告することが可能

【税率引上げ時の経過措置】



納税義務者である零細な小売販売業者について、申告手続き等の事務の簡素化を図ることとされたものである。  
【昭和61年度改正詳解】

地方税法  
附 則（平成二二年三月三十一日法律第四号）抄  
（道府県たばこ税に関する経過措置）  
第六条  
4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十二条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第三十九条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する道府県知事に提出されたものとみなす。

➡ 同様の規定が、国たばこ税、市町村たばこ税に係る経過措置にも規定。

## 市町村による道府県税の賦課徴収

地方税法上、市町村の同意を条件として、市町村が自らの事務として、道府県税の賦課徴収を行うことが可能。

(市町村が行う道府県税の賦課徴収)

**第二十条の三** 道府県は、道府県税（個人の道府県民税を除く。以下本条において同じ。）の賦課徴収に関する事務を市町村に処理させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村が処理することとすることができる。

- 一 道府県税の納税義務者又は特別徴収義務者の住所、居所、家屋敷、事務所、事業所又は財産が当該道府県の徴税吏員による賦課徴収を著しく困難とする地域に在ること。
  - 二 市町村が道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を処理することに同意したこと。
- 2 道府県は、前項ただし書の規定によつて道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村が処理することとした場合においては、当該市町村においてその事務を行うために要する費用を補償しなければならない。
- 3 前項の補償は、市町村の請求があつた日から、遅くとも、三十日以内にしなければならない。

道府県税の賦課徴収に関する事務を市町村が行うこととした場合には、道府県は賦課徴収の権限を有しなくなり、市町村は道府県のために事務を処理する義務を負い、市町村は自己の事務として、当該市町村の名において事務を処理することとなる。

したがって、納税義務者又は特別徴収義務者との関係では、市町村が当該道府県税の課税主体となる・・・。

もちろん、市町村の事務として処理されることとなっても、道府県税が市町村税となるものではないから、市町村は道府県税として納税義務者又は特別徴収義務者から徴収するものであり、したがって、市町村が徴収した道府県税に係る地方団体の徴収金は、当該市町村の歳入歳出外現金となり、道府県へ払いこまれる。

【『地方税法総則逐条解説』地方税務研究会編】

### 【留意点】

地方税法第20条の3により、市町村に道府県税の賦課徴収に関する事務を行わせることとした場合、以下の点に留意する必要。

- 現行の解釈では、市町村が賦課徴収に関する事務を行うこととした場合、都道府県は賦課徴収の権限を失ってしまう。
- 都道府県は、道府県税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償しなければならない。



## 税理士法の臨時の税務書類の作成等の許可

### 【参照条文】

#### ○税理士法

(臨時の税務書類の作成等)

**第五十条** 国税局長(地方税については、地方公共団体の長)は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、二月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び公益社団法人又は公益財団法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。

2 (略)

○臨時の税務書類の作成等の許可申請の審査基準及び標準処理期間の公表手続について(平成7年4月13日付  
け国税庁長官)

(別紙)

税理士法第50条の規定による臨時の税務書類の作成等の許可の審査基準

1 税理士法第50条第1項に規定する租税の税目の指定は、原則として申告所得税及び個人事業者の消費税に限るものとし、その許可を与える基準は、次に掲げる地方公共団体その他の法人の役員または職員もしくは職員に準ずるもののうち、税務行政に協力すると認められる者に限り、申告者数その他の事務の性質および分量等を考慮し、適当と認める人数に対し、下記2及び下記3の条件を付して許可するものとする。但し、許可を受けた者を単に機械的に補助する者については、許可を要しないものとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 農業協同組合
- (3) 漁業協同組合
- (4) 事業協同組合
- (5) 商工会

2~4 (略)

## 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方の取組み(都道府県)

### 【都道府県による取組み状況】（平成22年度）

- 「税務広報」については、40団体(約9割)が行っている。
- 「収受」については、10団体が体制を整えており、収受件数は243件(推計値を含む)。  
※ いずれのケースも、地方団体の職員が確定申告会場において、申告書を収受したもの。  
(参考)平成21年度の消費税・地方消費税(譲渡割)の納税申告件数は約3,332千件
- 「納税相談」については、税理士法第50条の許可(臨時の税務書類の作成等)を取るにより19団体が体制を整えている。
- 「その他」としては、「納税相談会場貸与等」(1団体)、「用紙の送付」(1団体)、「資料等提供」(4団体)等が行われている。

	申告説明会	税務広報	申告用紙備付	収受	納税相談	その他	協力していない
取組団体数	6	40	6	10	19	14	3
全団体数に占める割合	14%	91%	14%	23%	43%	/	7%

※1 岩手県、宮城県及び福島県を除いた44団体をベースに記載。

※2 「その他」については、延べ団体数を記載。

### 【参考】

- 建設工事に係る入札参加について、41団体(約9割)が消費税・地方消費税の未納がないことを条件化している。(平成23年6月時点調査)

## 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方の取組み(市区町村)

## 【市区町村による取組み状況】(平成22年度)

- 「税務広報」については、1,114団体(約7割)が行っている。
- 「收受」については、924団体が体制を整えており、收受件数は13,383件(推定値を含む。)  
※ うち、3,630件は窓口にて收受(残りは確定申告会場において收受)。  
(参考)平成21年度の消費税・地方消費税(譲渡割)の納税申告件数は約3,332千件
- 「納税相談」については、税理士法第50条の許可(臨時の税務書類の作成等)を取るなどにより1,206団体が体制を整えている。
- 「その他」としては、「納税相談会場貸与等」(130団体)、「用紙の送付」(92団体)、「資料等提供」(245団体)、「各種届出書收受」(262団体)等が行われている。
- 「申告説明会」「收受」「納税相談」については、人員不足や専門知識を要すること等が実施に当たっての課題となっている。

	申告説明会	税務広報	申告用紙備付	收受	納税相談	その他	協力していない
取組団体数	74	1,114	804	924	1,206	850	169
全団体数に占める割合	5%	69%	50%	57%	74%		10%

※1 岩手県、宮城県及び福島県内の市町村を除いた1,622団体をベースに記載。

※2 「その他」については延べ団体数を記載。

## 【参考】

- 建設工事に係る入札参加について、1,254団体(約8割)が消費税・地方消費税の未納がないことを条件化している。  
(平成23年6月時点調査)

※計数は地方団体へのアンケート調査等による。